



平成電電

平成18年1月10日
平成電電株式会社

再生計画案提出期限の延長に関するお知らせ

本日、東京地方裁判所により、当社の再生計画案提出期限を平成18年4月10日に延長する旨の決定がなされましたので、お知らせいたします。

当初、当社の再生計画案提出期限は平成18年1月10日とされておりましたが、これは民事再生事件の標準スケジュールに基づいて指定されたものであり、今般、当社の民事再生事件に即して、同期限が延長されたものです。

今後、当社は、スポンサーであるドリームテクノロジーズ株式会社のご支援の下、再生計画案を作成して裁判所に提出し、関係各位のご理解を得て、早期の事業再生を実現する所存です。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。